

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	大町市 20212
地域名 (地域内農業集落名)	大町地区 (三日町・大原町1・大原町2・北原町・高根町・俵町1・俵町2・大黒町1・大黒町3・相生町・九日町・六九町・上・下仲町・八日町・神栄町・五日町1・五日町2・仁科町・高見町・南原町・堀六日町・東町・白塩町1・白塩町2・大新田町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	355.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	187.4 ha
② 田の面積	309.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	45.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	95.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	191.4 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	163.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	31.6 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> 農地のほとんどが平坦部ですが、都市計画用途区域内の農地は小規模分散型となっており作業性と生産性の面で不利なことから農地の集約化を進めることが難しくなっています。そのため、小規模農家が耕作者となっているケースが多いものの高齢化が進み後継者がいないため、遊休農地の更なる増加が懸念されています。 用途区域内の農地は、国の補助対象となっている農地を除き地域計画には位置づけられない方針であり、補助対象外の農地の維持管理が課題となっています。 一方、中心市街地の周辺にある農業振興地域農用地区域内の農地では安定した耕作ができており、将来的にも耕作放棄の懸念は少ないものと考えられます。ただし、西側の農地では農地を集約している中心的経営体において、作業受託または借受面積が手一杯になってきている状況がみられることから、今後新たな経営体もしくは農作業を支援する従事者の育成が必要です。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> 水稲を主要作物としつつ、麦、大豆、そば、果樹(りんご・ぶどう・ブルーベリー等)、野菜(白ねぎ・たまねぎ・アスパラ・ジュース用トマト等)を中心に推進していきます。 環境に配慮した栽培の取組みを段階的に進め、スマート農業技術の導入による作業の省力化を進めます。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・守る農地のうち特に生産性が高く耕作条件の良い農地について、中心的経営体へ農地の集積・集約化を図ります。 ・水田活用直接支払交付金の5年水張ルールに適応した作物のローテーションを計画します。 			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	61.2	%	将来の目標とする集積率
			70 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・中心的経営体への農地集積・集約を進め、団地面積の増加を目指します。 ・そばについては集落営農組織による農地集積・集約を進めます。 			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの結果、遊休農地化が懸念される箇所が見つかった場合に、担い手の意向確認と農地の利用調整を図ります。 ・耕作予定者が検討中の農地について、聞き取り等により情報の更新に努めます。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用意向調査の結果と農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行います。 ・農業委員会が関係機関と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止縮小を希望する高齢農家等の農地について農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。
(3) 基盤整備事業への取組
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・県内外での就農移住相談会へ積極的に出展します。 ・里親研修制度の活用による新規就農者の定着を図ります。 ・農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者に、必要に応じて現地見学や相談会を実施します。 ・企業も地域の担い手になり得る存在として、積極的に参入の推進を図ります。 ・新規就農者に対し、市や北アルプス農業農村支援センターを中心とした支援チームにより現況確認を行うとともに、営農計画に沿った活動が行えるよう相談に応じ、アドバイスを行うなどサポートします。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手のニーズを把握するため、定期的な訪問活動を行います。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①市の中心部に位置する大町地区は、他の地区と比べると野生鳥獣の出没は比較的少ないですが、林縁部に隣接する場所でニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマの出没があります。また、高瀬川沿いに位置する場所では、河川敷を移動する個体の出没もあります。最近では市街地でハクビシンによる農業被害も増えています。地域ぐるみで侵入防止柵を設置している場所では、引き続き適正な維持管理を行い、高い侵入防止効果を保つことが重要です。地域ぐるみで取り組めない場合は、市の補助金を活用した個人での簡易電気柵等の設置を推進します。

②環境保全型農業直接支払交付金の活動組織を中心に有機農業の取組面積拡大を図っていきます。

③一部の農家ではドローンによる空中散布や水稻の自動水管理システムなどの導入が進んでいます。今後見込まれる担い手の減少に対し、スマート農業技術の普及による農作業の省力化が望まれますが、導入コストが高いことや新しい技術の習得が課題であり、国庫補助の活用やメーカー、JA、北アルプス農業農村支援センターとの連携による技術講習により導入支援を図っていきます。

④米の輸出事業及び農産物等を主原料とする加工品の輸出に取り組む生産者がおり、慣行栽培に加え有機栽培米の輸出にも積極的に取り組んでいます。今後の輸出拡大にも意欲的であり、経営基盤の強化に繋げていきます。

⑤標高が高く冷涼な気候に恵まれているため、主にりんご、ぶどう(生食用・ワイン用)、ブルーベリーなどが栽培されています。

現状の栽培体系を維持しつつ、作業の省力化を図るための品種転換や地球温暖化等による環境変動に適応した新品種導入を検討し、また、ジャム・ジュース等の人気の高い加工品の製造にも力を入れていきます。

⑦多面的機能支払交付金の活動組織を中心に農地及び付帯設備の保安全管理を図ります。大町市土地改良区による大町新堰小水力発電事業の実施により、売電益を水路の保安全管理に活用します。大町市社協を中心に農福連携による畔草刈り等の作業受託面積の拡大を図ります。

⑩農地中間管理事業の賃借料について、貸付者と借受者の間で調整が整い長野県農地中間管理機構理事長が認めた場合は、金納に代わり物納(米に限る)の取扱いができるものとします。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。